（６）有料道路料金の割引

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳、または療育手帳（ＡＩ、Ａ２）の交付を受けた方が、通勤、通学、通院などの日常生活において高速道路などの有料道路を利用するとき、次の条件に該当する場合は通行料金が５割引になります。（※割引には事前に申請手続きが必要です。）

○対象者

身体障害者手帳「第Ｉ種」	・本人が運転する場合。 ・介護者が運転し、本人が同乗する場合。
身体障害者手帳「第２種」	・本人が運転する場合
療育手帳「第Ｉ種」	・介護者が運転し、本人が同乗する場合

○申請に必要な書類（※６９ページも併せてご覧ください。）

（１）身体障害者手帳または療育手帳（重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳）
（２）運転免許証（障がい者本人が運転し、かつ新規の時）
（３）車検証（※自動車登録しない場合は、不要です。）
※）電子車検証の場合、原本の提示と電子車検証の記載内容をＡ４汎用紙に印刷した「自動車検査証記録事項」により確認します。）

☆ＥＴＣを利用する場合は、次の物もあわせて必要です。

（４）障がい者本人名義のＥＴＣカード（未成年者の場合は親権者の名義でも可）
（５）ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等（ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの）
（６）８４円切手（申込みは郵送になります。封筒は専用のものを準備してあります。）
※）ＥＴＣレーン利用での割引は、申込みから利用まで３週間ほどかかります。

○申請の窓口

福祉課、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口での申請に加え、ＥＴＣ利用の方はオンライン申請ができます。

※オンライン申請受付サイト URL　https://www.expressway-discount.jp
※オンライン申請では本人確認のためマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

○割引有効期限

新規・変更申請の場合は、申請した日からその後の２回目の誕生日までとなります。ただし、更新申請（有効期限２か月前から有効期限前日までの申請）の場合は、申請した日からその後の３回目の誕生日までとなります。（最長２年２か月）

〇対象になる自動車の車種などの条件

①自家用の乗用車で、１０人乗りまでのもの。

②自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りが無く、４～１０人乗りのもの。

③自家用の貨物車で､座席と荷台の間に仕切りがあり､最大積載量が５００kg までで、４～１０人乗りのもの。

④二輪車で、排気量が１２５cc を超えているもの。

⑤特種用途自動車の１０人乗りまでのもので､「車いす移動車（身体障害者輸送車）」､「患者輸送車」または｢キャンピング車｣であるもの。

※軽トラックは、割引できません。

※貨物で、荷台部分が窓無しや目隠しになっているものは、割引できません。

※自家用でも、車体に店名や会社名が書かれているものは、割引できません。

〇対象になる自動車の所有者、使用者の条件…（所有者、使用者は車検証に記載）

①障がいのある方

②障がいのある方と同じ住所に住んでいる方

③障がいのある方と別居の家族で、夫、妻、父母、祖父母、子・孫とその夫や妻、兄弟姉妹とその夫や妻

④障がいのある方の家族以外の方で、本人を介護している方も対象です。(法人不可)(①②に車がない場合)※第２種の方は対象となりません。

⑤長期リースやローンのため、所有者が法人のときは、使用者が①～④の方

※使用者が①～④で所有者が法人のものは、⑤以外の理由では割引できません。

割引できないものの例：勤め先の法人が所有する車を、通勤や営業等の使用のために、使用者へ貸し出しているもの。

☆令和５年３月２７日から新たに対象となった自動車

・事前登録されていない自動車

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ)、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など

有料道路料金の割引制度申請時の必要書類チャート

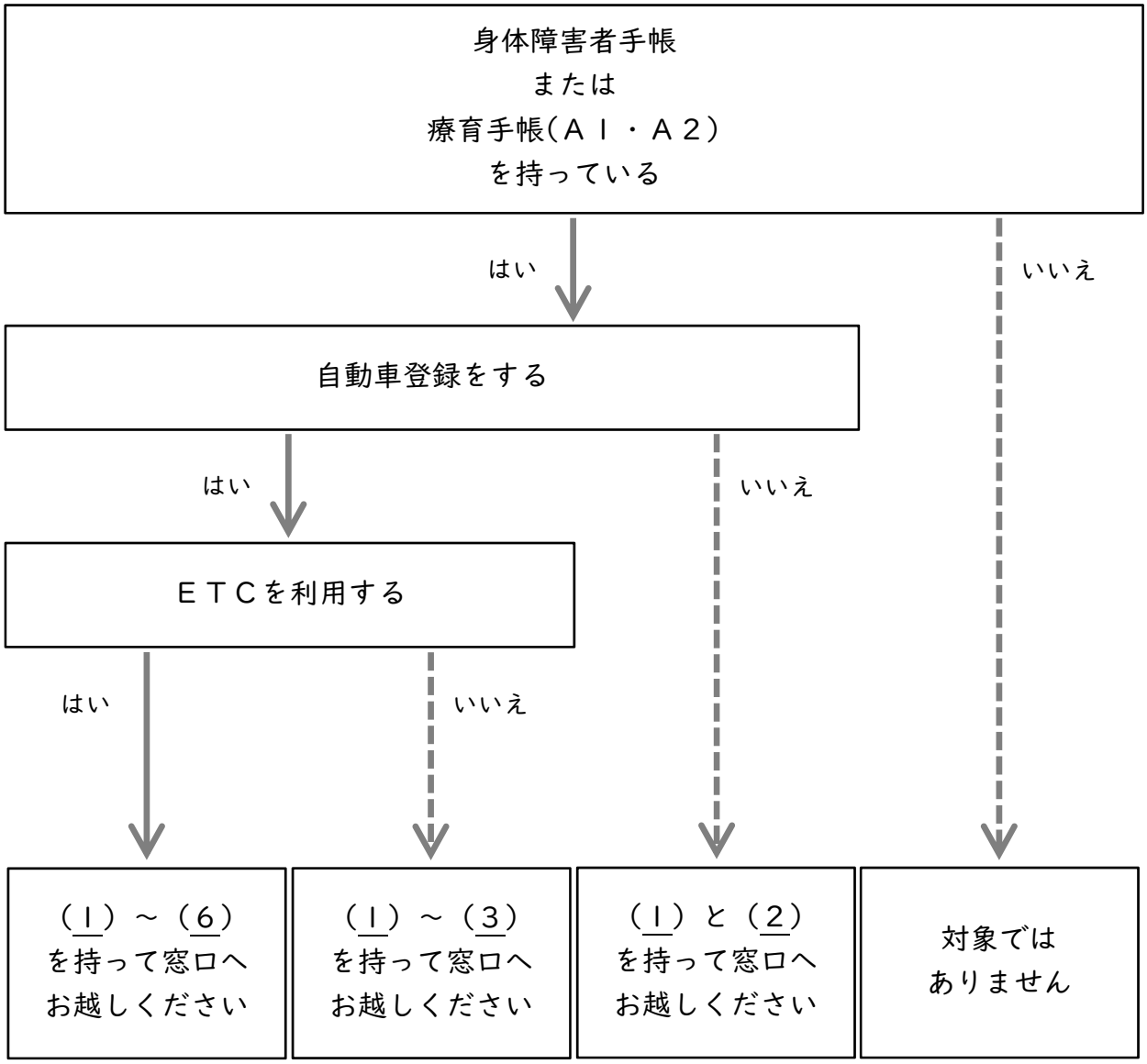

（１）身体障害者手帳または療育手帳（ＡＩ・Ａ２）
（２）運転免許証
（３）登録する自動車の車検証
（４）ＥＴＣカード
（５）ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書
（６）８４円切手